

千葉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県環境影響評価条例施行規則（平成十年千葉県規則第九十三号）

新

（対象港湾計画に関する手続におけるこの規則の規定の準用）

第七十六条 第八条から第十条まで（第八条第三項及び第四項を除く。）、第十八条の一から第五十三条第二項まで（第十八条の一第一項第一号、第四号及び第五号、第八項並びに第九項を除く。）、第五十八条から第六十条第一項、第六十九条の一及び第七十条の一から第七十条の五までの規定は、条例第四十五条第一項の規定により港湾管理者が港湾環境影響評価、港湾事後調査等その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に定める字句とする。

(略)	第二十条	(略)	別表第二の上欄に掲げる事業の種類ことにそ れぞれ同表の下欄に掲 げる行為	港湾法（昭和二十五年法律第二 百十八号）第三条の二第五項の 規定による地方港湾審議会へ の諮問
-----	------	-----	--	--

旧

（対象港湾計画に関する手続におけるこの規則の規定の準用）

第七十六条 第八条から第十条まで（第八条第三項及び第四項を除く。）、第十八条の一から第五十三条第二項まで（第十八条の一第一項第一号、第四号及び第五号、第八項並びに第九項を除く。）、第五十八条から第六十条第一項、第六十九条の一及び第七十条の一から第七十条の五までの規定は、条例第四十五条第一項の規定により港湾管理者が港湾環境影響評価、港湾事後調査等その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に定める字句とする。

(略)	第二十条	(略)	別表第二の上欄に掲げる事業の種類ことにそ れぞれ同表の下欄に掲 げる行為	港湾法（昭和二十五年法律第二 百十八号）第三条の二第三項の 規定による地方港湾審議会へ の諮問
-----	------	-----	--	--